

1-4

総発第83号 昭和24年3月2日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

大学法案について(勧告)

政府は、大学法案作成のために新に民主的な機関を作つてこれに諮問されたい。

右本会議総会の議決に基き、日本学術会議法第5条の規定によつて勧告する。

1-5

総発第88号 昭和24年3月3日

内閣総理大臣 吉田 茂 宛(各通)  
国務大臣 本多市郎

日本学術会議会長 亀山直人

科学研究機関の行政整理について(申入)

政府が目下しようとしている行政整理は、わが国の財政確立のために止むを得ない措置であることは認めるが、科学研究機関についても一律に整理することは、甚しき弊害を伴うものである。いままでもなく、科学研究の成果を挙げることは、わが国の再建のための捷徑であり、また研究者の養成は一朝にしてできることではないから、行政整理に当つては、研究機関の機能を損傷しないように、特別の措置を講ぜられるように希望する。

なお、政府所管の試験研究諸機関の整備、統合ないし拡張をされる場合には、予め本会議の意見を徴されるように併わせて希望する。

1-6

総発第87号 昭和24年3月3日

文部大臣 高瀬 荘太郎 殿

日本学術会議会長 亀山直人

図書館法立案について(申入)

全国の図書館を整備拡充することは、わが国の文化の向上のために極めて緊要なことでありますが、それには、図書館法を作り、その基準を示すことが必要であると思われま。

ついては、政府において、速かに図書館法の立案準備をすすめられるよう希望します。

なお、その際には、予め本会議の意見を徴されるよう併せて希望します。

1-7

昭和24年3月5日

商工大臣 稲垣 平太郎 (各通)  
大蔵大臣 池田 勇 人

日本学術会議会長 亀山直人

工業化試験研究員の復活について(申入)

日本学術会議は、経済9原則に即応する科学技術者の活用方策を急速に樹立する必要を認め第11委員会に付託してその成案を得べく審議を進めております。

本会議は、研究室における研究成果を工場における生産に応用して画期的にわが国の生産を増強することが経済再建に最も必要であると考え、前記委員会もこの目的達成のために如何に科学技術者を